

登録免許税の税率

税率

1	保存登記	(建物) 固定資産税評価額×0.4%
2	移転登記	(建物) 固定資産税評価額×2% (土地) 固定資産税評価額×2%
3	抵当権設定登記	債権額×0.4%

軽減措置適用の場合

1	保存登記	(建物) 固定資産税評価額×0.15%
2	移転登記	(建物) 固定資産税評価額×0.3% (土地) 固定資産税評価額×1.5%
3	抵当権設定登記	債権額×0.1%

(注) 住宅に係る登録免許税の軽減措置は、令和6年3月31日までの適用です。

(注) 土地売買による所有権の移転登記及び土地所有者の信託登記に係る登録免許税の軽減措置は、令和8年3月31日までの適用です。

長期優良住宅・認定炭素住宅の新築等に係る登録免許税の税率は0.1%、戸建ての長期優良住宅の移転登記については0.2%に軽減（適用期間：令和6年3月31日まで）

- ・個人の住宅用に供される床面積50㎡以上の家屋
 - ・中古住宅は、昭和57年1月1日以降に建築されたもの又は一定の耐震基準等に適合するもの
- 買取再販住宅の取得にかかる登録免許税の軽減税率0.1%は、令和6年3月31日までの適用です。

固定資産税評価額とは

固定資産税の課税台帳登録価額（登記価額）のことです。実際にかかった建築費や土地の購入金額ではありません。